

第五十七條 ト、他品入組合承諾の總

ル二十一人、他ヨリ購入スルコトヲ得入

、物品取引キ、通知シ受クメルトナ
ハ、運送ト、引取ルニトシ要ス組合
員ハ前項物品引取後十日以内ニ其代
金ヲ支拂フコトヲ要ス、但上山ヲ早
サル事由アルトキハ、三箇月ヲ越エタル
期間其代金支拂、逾期ヲ請本入ル、此ノ運
前項但書、場合ニ於テ利子ヲ付スル
モ、トス、其利率ハ、第七十二條第七表ニ
依リ理率之ヲ定ム

第二項代金支拂、延期ヲ承諾スル

場合ニ於テ理率ヲ必要アリト認ムル時、
組合員中ヨリ保證人ヲ立テシルコトヲ
得

第五條

第四十二條第乙表ニ掲記セル物品

就キ毎月二十九日迄、前月二十日目
三日其月二十五日至ル間、於ク

ル其販賣代金ヲ徵收スルモノトス
第五十六條 組合員資本金、貸付、請本入
ルトキハ、理事ハ其用途、調査シ、審
セ十二條第五表第六表ヲ参照シ其
金額ヲ定ム

第五十七條 理事貸付、會員聯合組合、
真中ヨリ保證人ヲ立セシム又人担
合